

教育活動再開等に関するガイドラインの策定について

本校では、新型コロナウイルス感染防止のため、5月31日（日）まで臨時休業を延長してまいりましたが、県の緊急事態宣言が解除されたことから、6月1日（月）から教育活動を段階的に再開いたします。少人数のため、分散登校は特に行いません。つきましては、下記の通りに教育活動再開等に関するガイドラインを策定いたしましたので、お知らせいたします。

教育活動の再開にあたっては、生徒の皆さん自身の健康を守ることはもちろんのこと、家族や周囲の大切な方を守るため、今まで通り新型コロナウイルス感染予防に努めてくださるようお願いいたします。

記

【感染予防に向けた学校の措置】

1. 学校の教育活動を行うに当たっては、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策、学校医や学校薬剤師と連携した保健管理体制の整備など万全な感染症対策を実施します。
2. 生徒の皆さんは、登校前に検温を行い、目安として37度以上の発熱や、表情や外見の異常、息苦しさ、意識障害などのいずれか強い症状や、比較的軽い風邪の症状がある場合には、登校をしないようにお願いします。登校後に症状があらわれた場合には、状況に応じて、学校から家庭に連絡し、自宅で休養するようにしてください。
3. 教職員も、出勤前に検温を行い、目安として37度以上の発熱や、表情や外見の異常、息苦しさ、意識障害などのいずれか強い症状や、比較的軽い風邪の症状がある場合には、出勤いたしません。
4. 生徒の皆さんが登校するに当たって、公共交通機関を利用する際は、マスクを着用し咳エチケットに気を付けるとともに、登校したら必ず手洗い手指の消毒をするようにしてください。
5. 生徒の皆さんは、徹底して手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策をお願いします。
6. 生徒の皆さんが登校した際には、換気の悪い密閉空間や多数で集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場所を作らないようお願いします。
7. 学校では、生徒の皆さんが利用できるようアルコール消毒液を設置するとともに、多くの人が手を触れる箇所（ドアの取っ手、スイッチ、手すり等）は、消毒液（次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して消毒・清掃を行います。

【感染予防に係る授業での措置】

1. 授業では出入り口のドアやそれぞれ一つ以上の窓（対角線上の窓）を広く開けて換気を徹底して行います。また、教室では人の密度が高くないよう配慮します。
2. 窓を常時開放することが困難な場合（雨天時、エアコン使用時等）は、休み時間ごとに換気を行います。
3. 教員の各教科等の指導に当たっては、教室等のこまめな換気の徹底をするとともに飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの徹底、マスクを着用することとします。
4. 主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善は、当面の間、実施いたしません。
5. 理科の授業では、当面の間、実験は演示や動画の視聴に変えて行います。
6. 家庭科の授業では、当面の間、指導計画を変更するなどして、調理実習を行いません。
7. 音楽科の授業では、当面の間、指導計画を変更するなどして、歌唱やリコーダーの授業を行いません。
8. 保健体育科の授業では、当面の間、指導計画を変更するなどして、生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については行いません。
9. メディアセンターについては、感染症対策を徹底したうえで、貸し出しを行うこととします。

【学習保障に向けた学校の措置】

1. 臨時休業に伴い、生徒が授業を十分に受けることができなかったことにより、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な措置を行います。
2. 一学期の行事を精選するとともに、7月31日(金)までを一学期とし、授業時間をできる限り確保いたします。なお、夏期休業は8月1日(土)から、8月26日(水)とします。
3. 臨時休業中に出された課題等についても、フォローアップやフィードバックを実施し、各自の取組状況等を勘案し適切に評価します。
4. 補習や講習体制を整え、学習に不利益が及ばないよう万全を期してまいります。

【部活動再開に向けた学校の措置】

1. 部活動再開にあたっては、7月1日(水)を目途とします。運動不足となっている生徒もいると考えられることから、十分な準備運動を行うとともに、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組み、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我等の防止には十分配慮いたします。
2. 生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動や、向かい合って発声したりする活動については、当面の間、密集せずに距離をとって行うことができる活動に替えて行います。
3. 部活動で使用する用具等については、使用前、使用後に消毒を行うとともに、生徒間で使いまわししないようにします。
4. 体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気やアルコール消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の次亜塩素酸ナトリウムによる消毒など、感染防止に努めます。